

鹿児島大学大学院連合農学研究科教授会規則  
及び代議委員会規則の運用に関する申合せ

平成 16 年 4 月 1 日	研究科長裁定
平成 17 年 4 月 1 日	一部改正
平成 19 年 4 月 1 日	一部改正
平成 21 年 4 月 1 日	一部改正
平成 24 年 4 月 1 日	一部改正

1. 研究科教授会規則第 2 条第 4 号に規定する委員は、主指導教員の資格を有する者の中から選出する。
2. 前項に規定する委員は、原則として、構成大学別に次のとおりとし、この委員を選出する連合講座の割当てについては、その都度構成大学間で協議するものとする。
  - (1) 佐賀大学農学部 3 名
  - (2) 鹿児島大学農学部 3 名
  - (3) 鹿児島大学水産学部 2 名
  - (4) 琉球大学農学部 3 名
3. 前項の規定により、各構成大学に割当てられた連合講座からの委員の選出方法については、当該構成大学が定めるところによる。
4. 代議委員会は、規則第 5 条に規定するもののほか、各構成大学からそれぞれ 1 名以上の委員の出席がなければ開催することができないものとする。
5. 代議委員会の決定事項は、速やかに連合農学研究科教員に伝達するものとする。
6. 客員教授及び客員准教授は、研究科教授会規則第 4 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に掲げる審議事項には加わらないものとする。
7. 研究指導を委託する客員教員は、研究科教授会規則第 4 条 5 号、第 7 号、第 9 号、第 10 号に掲げる審議事項にのみ加わるものとする。